

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年5月20日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 小池 慎一郎

1. 業務概要

- (1) 業務名 能登空港受配電設備機器一式製造及び設置実施設計
(電子入札対象案件)
- (2) 履行場所
大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪航空局)
- (3) 業務内容
本業務は、以下に示す実施設計を行うものである。
 - 1) 能登空港受配電設備機器一式製造及び設置実施設計
能登空港庁舎受配電設備及びVOR/DME局舎用受配電設備の老朽化に伴う更新に関する検討・設計を実施する。
- (4) 履行期限 令和4年12月23日まで
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪航空局の令和3・4年度一般(指名)競争参加有資格者「建設コンサルタント」のA等級又はB等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札日までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①親会社と子会社の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

- (7) 次に掲げる実績を有すること。
平成19年4月1日以降に元請けとして完了した下記の業務の実績を有すること。
(再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)なお、国土交通省の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。
- ・ 建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る、公称電圧6.6kV以上の高圧受配電設備の製造又は設置工事の設計業務。
- (8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。
- 1) 管理技術者は平成19年4月1日以降に完了した上記(7)の要件を満たす業務に従事した経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。
 - 2) 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (9) 大阪航空局が発注した航空灯火施設工事及び電源設備等の設計業務で、令和2年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館15階

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話 06-6949-6206

(2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

(3) 入札説明書等の交付期間及び方法

交付期間 令和4年5月20日 午前9時から令和4年6月3日 午後5時まで。

交付方法 1) 電子調達システムにより交付する。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法により入手ができない入札参加希望者は、3.(1)に問い合わせること。

(4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

令和4年5月20日から令和4年6月6日まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間。ただし、最終日は午後2時までとする。)

1) 電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を3.(2)に掲げるURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を3.(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

(5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法及び入札執行回数

入札書は、電子調達システムにより令和4年6月24日午前9時から午後5時までに提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、令和4年6月24日午前9時から開札日時までに上記(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は不可)

なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

開札は、令和4年6月27日 午前10時、大阪航空局にて行う。

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3. (4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。